

監 第 2036号  
平成12年3月24日

関係団体の長 殿

監 理 課 長

### 石川県手数料条例の制定について(通知)

今般、石川県手数料条例(平成12年石川県条例第7号。以下「条例」という。)が別添のとおり制定され、平成12年4月1日から施行されることとなりましたので、貴団体傘下業者等に対して周知下さるようお願いいたします。

なお、条例別表において規定する事務のうち、建設業法、建設機械抵当法及び浄化槽法に関する事務で、当該手数料の金額が従前と改定されたものは下記のとおりですのでご留意願います。

#### 記

#### 1 建設業法に関する事務(条例別表 第15号)

##### (1) 建設業許可申請手数料

新 規 9万円(従前は、8万円)  
更新・追加 5万円(従前は、4万円)

##### (2) 経営事項審査手数料

##### ア 知事が指定経営状況分析機関に経営状況分析を行わせる場合

- ・ 経営状況分析に係る部分以外に相当する金額  
8千5百円に審査対象建設業1種類につき2千5百円として計算した額を加算した金額
- ・ 経営状況分析に係る部分に相当する金額  
( (財)建設業情報管理センターへ甲語者が納付する。 )  
1万5千9百円(従前は、1万6千2百円)

##### イ 知事が経営状況分析を行う場合(平成12年度についても経営状況分析については、(財)建設業情報管理センターへ委託します。)

2万4千4百円(従前は、2万4千7百円)に審査対象建設業]種類につき2千5百円として計算した額を加算した金額

#### 2 建設機械抵当法に関する事務(条例別表 第48号)

建設機械の打刻又は検認の申請手数料

1個につき3万6千円(従前は、1個につき3万4千円)

#### 3 浄化槽法に関する事務(条例別表 第77号)

金額の改定なし